入札公告

平成20年度和歌山県工業技術センター実験排水処理施設維持管理業務について、次のとおり一般競争入札(以下「競争入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成 20 年 2 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 競争入札に付する事項
- (1)調達役務の名称

平成20年度和歌山県工業技術センター実験排水処理施設維持管理業務

(2) 調達役務の仕様等 仕様書による

(3)調達役務の場所

和歌山県工業技術センターが指定する場所

(4) 契約期間

契約日から平成21年3月31日まで

(5)業務委託期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

別に規定する平成20年度和歌山県工業技術センター実験排水処理施設維持管理業務に係る競争入札参加資格を有するものであること。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所

和歌山県和歌山市小倉60番地 和歌山県工業技術センター

(2)期間

平成20年2月25日(月)から平成20年3月10日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時まで

- 4 仕様書等を交付する場所及び期間等
- (1) 場所

3の(1)に同じ。

(2)期間

3の(2)に同じ。

(3)(1)及び(2)の規定により交付する仕様書等に対して質問がある者は、 平成20年3月10日(月)午後5時までの間に和歌山県工業技術センター に対して書面(ファクシミリを含む)により行うものとする。

- 5 入札説明書を交付する場所及び期間等
- (1)場所

3の(1)に同じ。

(2)期間

3の(2)に同じ。

- (3) (1)及び(2) の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、 平成 20 年 3 月 14 日 (金) 午後 5 時までの間に和歌山県工業技術センター に対して書面(ファクシミリを含む)により行うものとする。上記の質問 に対する回答は平成 20 年 3 月 2 1 日 (金) までに行う。
- 6 入札執行の場所及び日時等
- (1) 入札執行の場所及び日時等
 - ア 入札場所

3の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成20年3月27日午後3時00分

- ウ 開札場所
 - 3の(1)に同じ。
- 工 開札日時

イに同じ。

- (2)(1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認 された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成20年3月25日正午 までに3の(1)の場所へ必着するように行わなければならない。
- 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- 8 入札保証金に関する事項
- (1)入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札

者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第 167 条及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。) 第85条から第88条までの規定の定めるところによる。
- 9 契約保証金に関する事項
- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第 167 条の 16 及び財務規則第 92 条から第 95 条までの規定の定めるところによる。
- 10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について 虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札 に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の 後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げ る資格のない者のした入札は、無効とする。

- 11 入札執行方法の細目
- (1) 入札執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県工業技術センターの職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第 102 条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かないものがあるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県工業技術センターの職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度 の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最 高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否 否

- 14 その他
- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア名称

和歌山県工業技術センター

イ 所在地

和歌山県和歌山市小倉60番地

郵便番号 649-6261

電話 073-477-1271

ファクシミリ番号 073-477-2880

- (2) この入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において平成20年度当初予算案が議決されなった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。